

ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十三條 地方農業會ノ解散ノ登記ハ第三項ニ規定スル場合ヲ除クノ外會長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

行政官廳ガ地方農業會ノ解散ヲ命ジタル場合ニ於ケル解散ノ登記ハ當該行政官廳ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第十四條 第七條ノ規定ニ依ル登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第七條第一項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ會長ガ清算人タラザル場合ニ於テハ申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第七條第二項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十五條 地方農業會ノ清算終了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ清算人ガ農業團體法施行令第五十八條ノ規定ニ依リ決算報告書ノ承認ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十六條 登記スベキ事項ニシテ行政官廳ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十七條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第十八條 非訟事件手續法第四百一條乃至第五百五十一條ノ六及第五百五十四條乃至第五百五十七條ノ規定ハ地方農業會ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十九條 第一條乃至第五條及第七條乃至前條ノ規定

ハ全國農業經濟會ニ之ヲ準用ス但シ第一條第一項第七號及第十條乃至第十四條中會長、副會長又ハ會長トアルハ理事長トス

第二十條 第一條乃至第五條及第七條乃至第十八條ノ規定ハ中央農業會ニ之ヲ準用ス

第二十一條 本令ニ規定スル登記ヲ爲スベキ期間ハ權太ニ在リテハ之ヲ二倍トス

第二十二條 本令ハ昭和十八年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 農業團體法第八十條(同法第八十六條及第九十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ設立ノ登記ノ申請書ニハ同法第七十八條第一項、第八十三條又ハ第八十八條ノ規定ニ依ル解散命令書ノ謄本及當該受命法人ノ事務所ノ所在地ニ於テ農業團體ノ登記ヲ爲ス場合ヲ除クノ外受命法人ノ登記簿ノ謄本ヲモ添附スルコトヲ要ス

第二十四條 受命法人ノ主たる事務所ノ所在地ノ登記所ニ於テ前條ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ受命法人ノ解散ノ登記ヲ爲シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベシ

前項ノ場合ヲ除クノ外前條ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ受命法人ノ主たる事務所ノ所在地ノ登記所ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第一項ノ規定ハ前項ノ通知アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條 前條第一項又ハ第三項ノ手續ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ當該受命法人ノ從タル事務所ノ所在地ノ登記所ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

前條第一項ノ規定ハ前項ノ通知アリタル場合ニ之ヲ準用ス

朝鮮食糧管理令の公布

朝鮮食糧管理令は昭和十八年八月三十日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮食糧管理令

(昭和十八年八月九日)
勅令第四十四號

第一條 本令ハ國民食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル爲食糧ヲ管理シ其ノ需給及價格ノ調整並ニ配給ノ統制ヲ行フコトヲ目的トス

第二條 本令ニ於テ米麥等トハ米穀、大麥、稗麥、小麥及粟ヲ謂ヒ主要食糧トハ米麥等及朝鮮總督ノ定ムル其ノ他ノ食糧ヲ謂フ

第三條 米麥等ノ生産者及小作料(朝鮮總督ノ定ムル其ノ他ノ給付ヲ含ム以下同ジ)トシテ米麥等ヲ受クル者ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥等ニシテ朝鮮總督ノ定ムルモノニ付朝鮮食糧營團ニ對シ之ヲ政府ニ賣渡スベキ旨ノ委託ヲ爲スベシ

第四條 前條ニ掲グル者ハ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥等ニシテ同條ノ規定ニ依リ賣渡ノ委託ヲ爲スベキモノ以外ノモノニ付テハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ朝鮮食糧營團ニ對シ之ヲ政府ニ賣渡スベキ旨ノ委託ヲ爲スノ外之ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 朝鮮食糧營團前二條ノ規定ニ依リ米麥等ノ政府ニ對スル賣渡ノ委託ヲ受ケタルトキハ朝鮮總督ノ

定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ賣渡スベシ

第六條 前三條ノ規定ニ依リ政府ガ米麥等ヲ買入ルル場合ノ價格ハ生産費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ朝鮮總督之ヲ定ム

第七條 朝鮮總督ハ第三條ニ掲グル者ニ對シ同條ノ規定ニ依リ賣渡ノ委託ヲ爲スベキ米麥等ノ保管ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ其ノ買入レタル米麥等ヲ朝鮮食糧營團又ハ朝鮮總督ノ指定スル者ニ賣渡スモノトス
前項ノ場合ニ於ケル政府ノ賣渡ノ價格ハ家計費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ朝鮮總督之ヲ定ム

第九條 政府ハ食糧管理上必要アリト認ムルトキハ米麥等以外ノ主要食糧ノ買入又ハ賣渡ヲ爲スコトヲ得

第三條 第五條 第七條及前條第一項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ政府ガ買入又ハ賣渡ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ朝鮮總督之ヲ定ム

第十條 政府ハ食糧管理上必要アリト認ムルトキハ主要食糧ノ輸入若ハ移入ヲ目的トスル買入又ハ輸出若ハ移出ヲ目的トスル賣渡ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十一條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ主要食糧ノ貸付若ハ交付又ハ貯藏、交換、加工若ハ製造ヲ爲スコトヲ得

第十二條 第三條ニ掲グル者ハ同條又ハ第四條ノ規定ニ依リ賣渡ノ委託ヲ爲スベキ米麥等ニ付朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ検査ヲ受クベシ

前項ニ定ムルモノヲ除クノ外朝鮮總督ハ必要アリト認ムルトキハ主要食糧ニ付検査ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十三條 朝鮮總督ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ販賣ヲ業トスル者又ハ其ノ團體ニ對シ主要食糧ノ配給ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十四條 精米又ハ精麥ノ設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ許可ヲ受クベシ

第十五條 朝鮮總督ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ價格、加工賃又ハ製造ノ料金ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條 主要食糧ヲ輸入又ハ移入シタル者ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入又ハ移入シタル主要食糧ヲ政府ニ賣渡スベシ

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十七條 朝鮮總督ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ加工、製造、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費及移動ニ關シ必要ナル制限ヲ爲スコトヲ得

第十八條 主要食糧ノ生産費、生産高、現在高及移動ノ調査、家計費ノ調査其ノ他主要食糧ノ管理ヲ行フ爲必要ナル調査ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

朝鮮總督ハ其ノ定ムル所ニ依リ前項ノ調査ヲ行フ爲必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏若ハ吏員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第十九條 朝鮮食糧營團ハ朝鮮總督ノ定ムル食糧配給計畫(各道内ニ於ケル地方的食糧配給ニ關シ道知事ノ定ムル配給計畫ヲ含ム)ニ基キ主要食糧ヲ配給スルト共ニ朝鮮總督ノ指定スル食糧ヲ貯藏スル爲必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トス

朝鮮食糧營團ハ法人トス

第二十條 朝鮮食糧營團ハ主タル事務所ヲ京城府ニ置ク

朝鮮食糧營團ハ各道毎ニ從タル事務所トシテ支部ヲ設置ス

前項ニ定ムルモノノ外朝鮮食糧營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第二十一條 朝鮮食糧營團ノ資本ハ三千萬圓トシ之ヲ六十萬圓ニ分チ一口ノ出資金額ヲ五十圓トス但シ資本ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

政府ハ千萬圓ヲ限リ朝鮮食糧營團ニ出資ス

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ政府ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 朝鮮食糧營團ハ定款ヲ以テ出資者ノ資格ヲ制限スルコトヲ得

第二十三條 朝鮮食糧營團ニ非ザル者ハ朝鮮食糧營團又ハ類似ノ名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第二十四條 朝鮮食糧營團ハ出資ニ對シ出資證券ヲ發行ス

出資證券ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十五條 朝鮮食糧營團ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ朝鮮食糧營團ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺
ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十六條 出資者ハ朝鮮食糧營團ノ承認ヲ經テ其ノ
持分ヲ讓渡スコトヲ得

第二十七條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ朝鮮食糧營
團ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シ
タルニ拘ラズ出資者ガ拂込ヲ爲サザルトキハ朝鮮食
糧營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持分ヲ
處分スルコトヲ得

朝鮮食糧營團ハ持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ
滞納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控除シ
タル金額ヲ從前ノ出資者ニ拂戻スコトヲ要ス
持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ガ滞納金額ニ滿タザ
ル場合ニ於テハ朝鮮食糧營團ハ從前ノ出資者ニ對シ
不足額ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

前三項ノ規定ハ朝鮮食糧營團ガ損害賠償及定款ヲ以
テ定メタル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ
出資者ガ第一項ノ期間内ニ拂込ヲ爲サザルトキハ朝
鮮食糧營團ハ其ノ出資者ニ對シ二週間以内ニ出資證
券ヲ朝鮮食糧營團ニ提出スベキ旨ヲ通知スルコトヲ
要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ出資證券ハ其ノ效力ヲ
失フ

前項ノ場合ニ於テハ朝鮮食糧營團ハ遲滞ナク失效シ
タル出資證券ノ番號並其ノ出資者ノ氏名及住所ヲ公
告スルコトヲ要ス

第二十八條 朝鮮食糧營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規
定スベシ

一 目的
二 名稱

彙報

三 事務所ノ所在地

四 資本金額、出資及資産ニ關スル事項

五 役員及會議ニ關スル事項

六 業務及其ノ執行ニ關スル事項

七 朝鮮食糧債券ノ發行ニ關スル事項

八 會計ニ關スル事項

九 公告ノ方法

定款ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得
第二十九條 朝鮮食糧營團ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依
リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザ
レバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第三十條 朝鮮食糧營團ノ解散及清算ニ關シ必要ナル
事項ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル民
法第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十五條
及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項
ノ規定ハ朝鮮食糧營團ニ之ヲ準用ス

第三十二條 朝鮮食糧營團ニ理事長副理事長各一人、
理事十五人以上及監事二人以上ヲ置ク

第三十三條 理事長ハ朝鮮食糧營團ヲ代表シ其ノ業務
ヲ總理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ
理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副理事長及理事ハ理事長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ
依リ朝鮮食糧營團ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ朝鮮食糧營團ノ業務ヲ監査ス

第三十四條 理事長、副理事長、理事及監事ハ朝鮮總
督之ヲ命ズ

理事長及副理事長ノ任期ハ五年、理事ノ任期ハ四
年、監事ノ任期ハ二年トス

第三十五條 理事長、副理事長及業務ヲ分掌スル理事
ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ認
可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十六條 朝鮮食糧營團ニ評議員若干人ヲ置キ朝鮮
總督之ヲ命ズ

評議員ハ事業經營ニ關スル重要事項ニ付理事長ノ諮
問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコト
ヲ得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス
第三十七條 朝鮮食糧營團ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

一 政府ニ對スル主要食糧ノ賣渡ノ受託

二 主要食糧ノ買入及賣渡

三 朝鮮總督ノ指定スル食糧ノ貯藏

四 朝鮮總督ノ指定スル主要食糧ノ加工及製造

五 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

六 前各號ノ外朝鮮食糧營團ノ目的達成上必要ナル
事業

朝鮮食糧營團前項第五號又ハ第六號ノ事業ヲ行ハ
トスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ

朝鮮食糧營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ
其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止スルコトヲ
得ズ

五三

ニ依リ其ノ認可ヲ受ケ當該主要食糧ノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

朝鮮總督ハ主要食糧ノ配給上特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ者ニ對シ同項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十條 朝鮮食糧營團ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限リ朝鮮食糧債券ヲ發行スルコトヲ得

第四十一條 朝鮮食糧債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名式利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト爲スコトヲ得

第四十二條 朝鮮食糧營團ハ朝鮮食糧債券借換ノ爲一時第四十條ノ制限ニ依ラズ朝鮮食糧債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ朝鮮食糧債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊朝鮮食糧債券ヲ償還スベシ

第四十三條 朝鮮食糧營團ニ於テ朝鮮食糧債券ヲ發行セントスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ

第四十四條 朝鮮食糧債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第四十五條 朝鮮食糧債券ノ所有者ハ朝鮮食糧營團ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先テ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル民法ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第四十六條 朝鮮所得稅令及朝鮮資本利子稅令中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ朝鮮食糧債券ニ之ヲ準用ス

第四十七條 第四十條乃至前條ニ規定スルモノヲ除ク

ノ外朝鮮食糧債券ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十八條 朝鮮食糧營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄下ス

第四十九條 朝鮮食糧營團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

第五十條 剩餘金ノ處分ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第五十一條 朝鮮食糧營團ハ其ノ資本金額ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎事業年度ニ於テ準備金トシテ剩餘金ノ百分ノ八以上ヲ積立ツベシ

前項ノ準備金ハ朝鮮總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第五十二條 朝鮮食糧營團ハ拂込ミタル出資金額ニ對シ朝鮮總督ノ定ムル割合ヲ超エテ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ得ズ

朝鮮食糧營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ政府ノ出資ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ減額シ又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得

第五十三條 朝鮮食糧營團ハ朝鮮總督之ヲ監督シ其ノ支部ノ業務ニ關シテハ道知事モ亦之ヲ監督ス

第五十四條 朝鮮總督ハ朝鮮食糧營團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、檢査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

道知事ハ朝鮮食糧營團ノ支部ノ業務ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第五十五條 朝鮮總督ハ朝鮮食糧營團監理官ヲ置キ朝鮮食糧營團ノ業務ヲ監視セシム

朝鮮食糧營團監理官ハ何時ニテモ朝鮮食糧營團ノ業務及財産ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得

朝鮮食糧營團監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ朝鮮食糧營團ニ命ジ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

朝鮮食糧營團監理官ハ朝鮮食糧營團ノ諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十六條 理事長、副理事長、理事又ハ監事ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ朝鮮總督ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第五十七條 朝鮮總督ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ規定スル職權ノ一部ヲ道知事ニ委任スルコトヲ得

第五十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條(第九條第二項ニ於テ准用スル場合ヲ含ム)、第四條又ハ第十六條第一項ノ規定ニ違反シタル者

二 第七條(第九條第二項ニ於テ准用スル場合ヲ含ム)、第十三條又ハ第十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第五十九條 前條ノ罰ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第六十條 第十七條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十四條ノ規定ニ違反シタル者
二 第三十九條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

ル者

第六十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 不正ノ手段ニ依リ第十二條ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者
- 二 第十二條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケザル者
- 三 第十八條第二項ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第六十三條 第十八條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人

使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ第五十八條又ハ第六十條乃至第六十二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第六十五條 朝鮮食糧營團ノ理事長、副理事長、理事、監事又ハ使用人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第六十六條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付シ又ハ之ヲ提供シ若ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罰ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減

輕又ハ免除スルコトヲ得

第六十七條 朝鮮食糧營團本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ

理事長又ハ理事長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副理事長若ハ理事ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副理事長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副理事長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

第六十八條 朝鮮食糧營團ノ理事長、副理事長又ハ業務ヲ分掌スル理事第三十五條ノ規定ニ違反シ他ノ職業ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第六十九條 第二十三條ノ規定ニ違反シ朝鮮食糧營團又ハ類似ノ名稱ヲ用ヒタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第七十條 本令施行ノ期日ハ各規定ニ付朝鮮總督之ヲ定ム

第七十一條 左ニ掲グル制令ハ之ヲ廢止ス

- 一 朝鮮穀物検査令
 - 二 朝鮮米穀市場株式會社令
 - 三 朝鮮米穀配給調整令
- 前項ニ掲グル制令廢止前當該制令ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
- 第一項ニ掲グル制令ノ廢止ニ關シ必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第七十二條 朝鮮總督ハ設立委員ヲ命ジ朝鮮食糧營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第七十三條 設立委員ハ定款ヲ作成シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ

朝鮮總督ハ前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ第三十七條

第一項ニ掲グル事業ト同種ノ事業ヲ行フ株式會社ニシテ朝鮮總督ノ指定スルモノ及朝鮮米穀市場株式會社ニ對シ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル株式會社ハ朝鮮食糧營團成立ノ時解散スルモノトシ其ノ權利義務ハ朝鮮食糧營團之ヲ承繼ス此ノ場合ニ於テハ他ノ法令中解散及清算ニ關スル規定ハ之ヲ其ノ株式會社ニ適用セズ

第七十四條 前條第一項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ同條第二項ノ命令ニ係ル株式會社ノ株式ニシテ朝鮮米穀市場株式會社以外ノ者ノ所有ニ係ルモノニ朝鮮食糧營團ノ出資ヲ引當ツベシ

設立委員ハ政府ノ引受ケタル出資及前項ノ規定ニ依リ引當テタル出資ヲ控除シタル殘餘ノ出資ニ付投資者ヲ募集スベシ

第七十五條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申込書ヲ朝鮮總督ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

設立委員ハ前項ノ検査ヲ受ケタル後出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ
出資第一回ノ拂込完了シタルトキハ出資者ノ總會ヲ召集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ朝鮮食糧營團理事長ニ引渡スベシ理事長前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ理事長、副理事長、理事及監事ノ全員ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

朝鮮食糧營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス
第七十六條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外朝鮮食糧

營團ノ設立及第七十三條第二項ノ命令ニ係ル株式會社ノ解散ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
第七十七條 朝鮮登録稅令中左ノ通改正ス
第三條ノ三第一項中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「又ハ朝鮮食糧營團」ヲ、「朝鮮農地開發債券」ノ下ニ「又ハ朝鮮食糧債券」ヲ加フ

第四條ノ六ヲ削リ第四條ノ七ヲ第四條ノ六トシ第四條ノ八ヲ第四條ノ七トス
第七條第七號中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「朝鮮食糧營團」ヲ、「朝鮮農地開發營團令」ノ下ニ「朝鮮食糧管理令」ヲ、「朝鮮農地開發債券」ノ下ニ「朝鮮食糧債券」ヲ加ヘ「朝鮮農地開發營團令」ハ朝鮮金融組合聯合會令ヲ「朝鮮農地開發營團令」朝鮮食糧管理令又ハ朝鮮金融組合聯合會令ニ改ム

第七十八條 印紙稅令中左ノ通改正ス
第一條第二項但書中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「食糧營團債券」アルハ朝鮮食糧債券」ヲ加フ

第七十九條 第二十三條ノ規定施行ノ際現ニ朝鮮食糧營團又ハ類似ノ名稱ヲ使用スル者ハ同條ノ規定施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス
第六十九條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ同項ノ者ニ適用セズ

熱帯醫學研究所官制中改正の件公布

熱帯醫學研究所官制中改正の件は、昭和十八年八月十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

熱帯醫學研究所官制中改正ノ件

(昭和十八年八月十日
勅令第六百六十六號)

熱帯醫學研究所官制中左ノ通改正ス

第三條中「技師 專任一人 奏任」ノ次ニ「助手 專任八人 判任」ヲ加ヘ「技手 專任三十三人」ヲ「技手 專任三十二人」ニ改ム

第六條ノ二 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ第二條第一號及第二號ニ掲グル事務ニ従事ス
第九條第二項中「十一人」ヲ「十五人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本家族制度の昂揚保全方策に關する大政翼贊會の上申

我が國家族制度の中心として日本精神の淵源をなす「家」の組織と思想とを主題として、之が昂揚保全の諸方策を検討せる大政翼贊會は、その結果を取纏め昭和十八年九月三日關係當局に上申したが、之を再録すれば右の如くである。

家の機能と其の重要性

「家は民族の維持増強、國家の存立發展の上に重大なる機能を營む。即ち「家」は國民の日常生活に於て内心よりの慰安を與へ、國民の明日の活動力を培養す。「家は貴賤貧富を問はず國民の慰安の源泉たり。國民生活安定の根據たり。國民活力の補給所たるものにして精神的安定を與へる機能を有す。

「家は國民に物的生活の保障を成すと共に没我奉仕の觀念を啓培せしむる機能を有し、「家は協同生活の最も理想的なるものにして奉仕の念を直ちに實踐的に涵養せしむる所なり。

「家は文字通り苦樂を一にする協同生活なるが故に連帶性極めて強く、積極的には國民道德の向上、消極

的には犯罪の防止に資する所大なるものあり。一家の者は相俱に碎勵して「家」の榮譽となり、家族の喜びを増すが如き行爲を只管心掛け、又互に戒愼して苟も一家の者に悲痛を加ふるが如き不徳を犯さぬやう孜孜汲々としてつとむ。寔に「家は光輝ある國民道德の基源たり。

「家は第二の國民の養成所なり。日本人の眞の國民的性格は、傳統の「家」に於て養はる。日本精神の具體としての「家は、無二の健兵健民の母胎にして他に比肩するものなき皇國民鍊成の道場たり。又「家は老病者の安息所なり。物的施設に於て、或は家以上の保護機關を設置することは困難には非ざるも、精神的には「家を措いて他に之より優れて安息休養を與へ得るもの無し。「家は祖孫一體の團體なり。斯の自覺に於て我國體の尊嚴は最も生命的に明らかにせられ、忠孝一本の我が最高道德觀念は、實踐を通じて最も具體的に養成せらる。祖孫一體なる「家の觀念に徹すること、正に國體明徴の第一義なり。

「家」の傳統と之の護持發揚

「家は右の如き重要な機能を營む。而も斯くの如き重大機能を「家に代りて營み得る機關は到底求め難し。故に萬一にも「家の生活を破壊するが如き傾向の助長せらるゝことあらむか、國民生活の安定、健全なる道德の維持、祖孫一體の觀念の啓培、次代國民の養成、長老に對する敬愛の念は著しく阻止さるゝに至るべし。

我國に於て「家を營む機能が、民族の維持、増強、國家の存立發展よりして重要な以上之の機能を十分に發揚せしむるやう適切なる保護を加ふことは、極